

業務課からのお知らせ（重要）

1. 資格確認書の交付について

令和7年6月、算定基礎届説明会資料「令和7年12月2日保険証廃止について」にてお知らせしておりましたとおり、令和7年12月1日付で、現行の保険証（カード）が完全廃止となることに伴い、令和7年11月中旬頃に、下表「資格確認書の交付対象者」へ「資格確認書」を交付する予定となっておりますが、交付する日程等が決定いたしました。

現在下記のとおり交付準備を進めており、「保険証廃止に関するスケジュールについて」を改めて作成しましたので、お知らせいたします。

なお、厚生労働省の指導に基づき、事業所経由にて交付させていただきますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、事務担当者様から当該従業員の皆様へ配布していただきますようご協力お願い申し上げます。

記

1.発行年月 令和7年11月17日（月）（予定）

2.発行対象者

令和7年10月8日現在の当健康保険組合加入者（被扶養者も含む）で、
下表「**資格確認書交付対象者**」に該当している加入者

「資格確認書交付対象者」（保険証廃止に関するスケジュールについて③に該当する加入者）

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
B	ベビーシッターや介護者等の第三者が要配慮者（マイナ保険証等での受診が困難な高齢者や障害者をいう。）等に同行して資格確認を補助する必要がある者
C	マイナンバーカードを取得していない者
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
G	マイナンバーカードの返納者

C～Gの者については、保険者（健康保険組合）による職権交付がすることとされており、今回の対象となります。

※A、Bの者については、申請が必要となります。

→ [健康保険資格確認書（再）交付申請書.xlsx](#)

3 資格確認書有効期限 令和10年12月1日（金）

4.発行業務委託先 資格確認書一斉発行委託業者（光ビジネスフォーム㈱）

〒163-0261 東京都新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル 22階

5.発送方法 委託業者から各事業所へ一括発送

6.発行内容

(1)事業所納品分 世帯ごとに封入された状態

(2)加入者分 別紙 **サンプル・表面** **サンプル・裏面**

※複製防止となります。

2. 被扶養者の認定について

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の方へ特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたところです。

これを踏まえ、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者）を除く、が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の扱いが変わります。

●被扶養者認定おける年間収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者は除く）は、現行の「年間収入130万円未満」が「年間収入180万円未満」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

●現行

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が被保険者の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が被保険者の仕送り額未満

●年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上から23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

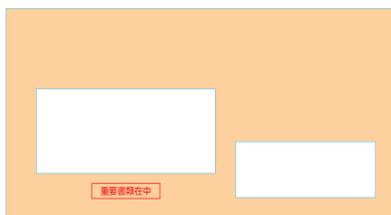
●留意事項

令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入要件は130万円未満で判定します。

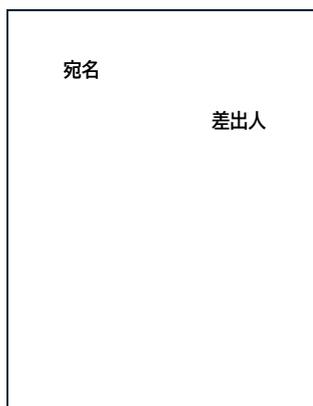
事業所納品分

●封入仕様

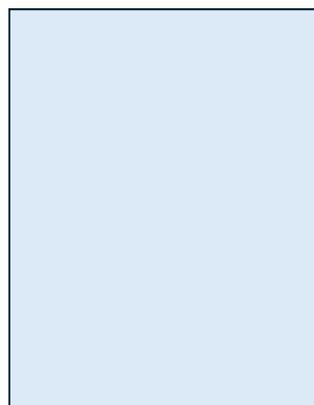
【汎用封筒】



【宛名台紙】



【資格確認書】



健康保険資格確認書

本人（被保険者）

令和 7年11月10日 交付

記号	1052	番号	117 (枝番) 00
氏名	ケホ ^カ 太郎 健保 太郎		
性別	男		
生年月日	昭和52年 6月 1日		
資格取得年月日	平成 8年 4月 1日		
有効期限	令和10年12月 1日		
保険者番号	0	6	1 4 0 9 5 8
保険者名称	神奈川県鉄工業健康保険組合		
保険者所在地	神奈川県川崎市川崎区東田町 8 番地 パレール三井ビルディング 8 階 044(233)5538		

住 所	
備 考	

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}臓・^{たいてい}臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____ 〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____

保険証廃止に関するスケジュールについて

	令和7年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
保険証	令和7年12月1日まで使用可能 令和7年12月2日以降一切使用不可											
資格情報のお知らせ	新規加入時に都度交付する											
資格確認書	①マイナ保険証を使用できない状況の加入者へ職権交付 ②新規加入時に交付希望者へ交付 ③一括交付 ②-1 職権交付より前に医療機関受診予定がある加入者へ短期交付予定											

- ・ 保険証（カード）・・・令和7年12月2日以降については、一切使用不可。令和7年12月2日以降、保険証を提示しても医療機関は受診できません。
- ・ 資格情報のお知らせ（A4）・・・新規加入時に都度交付。

- ・ 資格確認書（A4）・・・①マイナ保険証を使用できない状況の加入者へ職権交付【令和7年12月2日以降は、有効期限は令和10年12月1日まで】
（毎月15日頃送付予定）

- ②新規加入時に交付希望者へ交付 → ②-1 職権交付より前に医療機関等受診予定がある加入者へ短期交付予定
- ③現行の保険証を持っている加入者でマイナ保険証を使用できない状況の加入者へ一括交付

【有効期限は令和7年12月2日から令和10年12月1日（3年）】
（委託業者より事業所へ令和7年11月17日送付予定）